

被保険者の皆様へ

セイコー健康保険組合

被扶養者異動届・住所変更届提出のお願い

年度が改まり、就職・就学による被扶養者の異動や転勤等に伴う住所変更が生じる時期となりました。該当される方は、速やかに当該書類をご提出くださいますようお願いいたします。

■ 被扶養者の異動

就職や収入超過等で家族が被扶養者でなくなる場合は、速やかに事業主(勤務先の人事総務担当部門)へ「被扶養者(異動)届【削除申請用】」を提出し、「資格確認書」をお持ちの方は「資格確認書」をご返却ください。

※就職したときやパート先等で健康保険に加入したときは、健康保険の資格取得日が扶養の削除日になりますので、就職先で交付された「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」のコピー(保険者名、資格取得年月日、記号・番号等、新しい資格情報が確認できるもの)を必ず添付してください。

「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」はすぐに交付されない場合もあります。その場合、コピーは後日提出でも結構ですので、異動届と旧「資格確認書」(交付されている場合)のみ先にご提出ください。

※国民健康保険へ加入される場合は資格喪失証明書を発行しますので「被扶養者異動届」にその旨をご記入ください。

■ 住所・銀行口座の変更

住所や銀行口座に変更があったときは、「健康保険 住所届(新規・変更)・振込口座届(新規・変更)」をご提出ください。

※市区町村の合併や住居表示の変更による異動、勤務先変更や就学により別居することになった場合等、被保険者および被扶養者の住所に異動があった場合は必ずご提出ください。

住所変更による「資格確認書」の更新はありません。裏面の住所欄はご自身で訂正してください。

※銀行口座は健康保険組合からの給付金支給の際必要です。ご自身で口座を変更された場合だけでなく、統廃合による支店名の変更や改姓による名義変更等の場合も、必ず変更届をご提出ください。

ご不明な点がございましたらセイコー健康保険組合までお問合せください。

電話 03-3564-5480      メール seikokenpo@seiko.co.jp

健保ホームページからも各種申請書がダウンロードいただけます。どうぞご利用ください。

<https://seiko-kenpo.or.jp>